

特別損失補償算定基準についての一部改正についての制定
について

1 改正の趣旨

防衛施設庁の廃止・本省への機能統合に伴い、従来の防衛大臣通達について、「防衛施設庁長官」を「地方協力局長」とする等所要の見直しを行った上で、一部改正するものである。

2 本通達の概要

本通達は、日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊等の行為による特別損失の補償に関する法律（昭和 2 8 年法律第 2 4 6 号）に基づく損失補償に関して、特別損失補償の処理に関する訓令（平成 1 9 年防衛省訓令第 6 4 号）第 3 条の規定に基づき、特別損失補償算定基準を定めるものである。

- （ 1 ） 評価算定の時期
- （ 2 ） 農業、林業又は漁業の損失補償
- （ 3 ） 船舶運航事業等の損失補償
- （ 4 ） 被害軽減措置又は原状回復
- （ 5 ） 実施細目

3 施行期日

平成 1 9 年 9 月 1 日